

新型コロナウイルス感染症対応

医療従事者支援制度

Q & A

2021年10月15日現在

公益社団法人 日本看護協会

Q & Aにつきましては、適宜更新をさせていただきます。

内容

1. 制度の概要	4
1.1 どのような制度なのですか.....	4
1.2 制度運営機関とはどのような業務を行うのですか.....	4
1.3 制度運営機関となる公益財団法人 日本医療機能評価機構とはどのような組織ですか.....	4
2. 補償の内容と補償金額	5
2.1 補償の対象となるのは新型コロナウイルス感染症だけですか.....	5
2.2 新型コロナウイルス感染症の罹患が業務上の事由によるかどうかはどのように判断したらよいのですか.....	5
2.3 明らかに院内感染ですが、労災認定がなければ補償の対象となりませんか.....	6
2.4 入院が必要ですか.....	6
2.5 無症状ですが院内の検査で新型コロナ陽性となり自宅療養となっていますが補償の対象となりますか.....	6
2.6 保険開始日以前に発症した場合には補償の対象となりますか.....	6
2.7 休業補償金額は休業日数に関わらず 30 万円ですか.....	6
2.8 1 ヶ月間休業後に死亡した場合に休業補償と死亡補償はそれぞれ対象となりますか.....	6
2.9 休業中に特別休暇等の有給休暇を取得していても保険金は支払われますか.....	6
3. 保険料・補助金	7
3.1 本制度における医療資格者の定義を教えてください。.....	7
3.2 医療資格者の中に、看護補助者等が含まれていますが等とはどこまでが対象となるのでしょうか.....	7
3.3 新型コロナウイルス感染症対応医療機関 A・B の違いは何ですか.....	7
3.4 本制度で可能な国の補助金申請は各医療機関等が個別に行う必要がありますか.....	8
3.5 国の補助金が認められなかった場合の保険料はどうなりますか.....	8

4. 加入できる医療機関	8
4.1 どのような医療機関等が加入できますか	8
4.2 「都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等」には、潜在看護師を雇用して宿泊療養を受託した都道府県看護協会や宿泊療養施設に派遣した都道府県看護協会も含まれますか ...	9
4.3 公立の医療機関も加入できますか	9
4.4 国立病院、国立大学付属病院も加入できますか	9
4.5 既に別の労災上乗せ保険に加入しているが、本制度にも加入可能ですか	9
5. 補償の対象となる医療従事者の範囲	10
5.1 個人診療所の開設者ですが、本制度の補償対象にはならないのでしょうか	10
5.2 派遣職員は補償の対象となりますか	10
6. 保険期間・募集期間	10
6.1 各月の1日からしか加入できないのでしょうか。途中から加入することはできますか。	10
7. 加入方法	11
7.1 医療資格者のみで加入することはできますか	11
7.2 医療資格者以外のみで加入することはできますか	11
7.3 複数の医療機関等がありますが、法人で一括して申込むことができますか	11
7.4 加入者の人数はどのように申告するのですか	11
7.5 医療資格者数はどのように申告するのですか	11
7.6 複数の医療機関等に勤務している者がいる場合はどうしたらよいですか。	12
7.7 保険加入時まで特別加入の手続きが間に合いませんが、医療資格者の人数に加えて加入できますか	12
8. 加入手続き	12
8.1 WEBではなく紙での加入は可能ですか。	12
8.2 医療機関番号が判らないのですが	12

8.3	新型コロナウイルス感染症対応医療機関であることの証明書類は必要ですか	12
8.4	新型コロナウイルス感染症対応医療機関 B の場合どのような書類が必要ですか	13
8.5	特別加入者を証する書類は必要ですか	13
8.6	振込手数料は医療機関負担ですか	13
8.7	領収書はもらえますか。	13
8.8	加入者証はもらえますか。	13
8.9	申込・入金を行ったが、手続きが完了しているのか知ることはできますか	13
8.10	誤って複数申込を行ってしまったのですが取消はできますか	13
9.	変更	14
9.1	新型コロナ感染症に罹患した時に特別加入の手続きが間に合いませんでしたが、途中で特別加入を見込んでいた対象者のみ解約手続きが可能ですか。	14
9.2	途中で人数の増加・減少があった場合はどうしたらよいですか。	14
9.3	医療機関の合併、廃業等があった場合はどうしたらよいですか。	14
10.	保険金の請求手続き	14
10.1	労災認定前に払うことは可能ですか	14
10.2	労災認定された場合の請求手続きはどのように行ったらよいですか。また、どの程度の期間で支払われますか	14
11.	国の補助金制度（令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業）	15
11.1	国からの補助金は非常勤職員や派遣職員は対象となりますか。	15
11.2	医療法人の理事長や、個人立診療所のオーナー医師など、政府労災保険制度上、「被用者」に含まれない医療資格者は対象外となるのですか	15
12.	政府労災保険	15
12.1	政府労災保険の事を知りたいのですか	15
13.	その他	15

1. 制度の概要

1.1 どのような制度なのか

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、国民の健康を守るため懸命に努力している医療従事者に安心して医療に従事いただくことを目的として創設された制度です。政府労災等に加入している医療機関等の職員の方を対象としています。

新型コロナウイルス等の罹患により、4日以上休業され、労災認定された場合 30 万円、死亡の場合 500 万円をお支払いいたします。

1.2 制度運営機関とはどのような業務を行うのですか

制度運営機関は主に以下の業務を行います。

1. 医療機関等からの加入申し込み及び変更の受付
2. 本制度加入医療機関の「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業」における補助金申請の代理申請、補助金の受け取り
3. 医療機関等からの保険料入金管理
4. 本制度補助のための医療団体からの寄付金管理
5. 本制度の保険契約者として保険会社と契約締結

1.3 制度運営機関となる公益財団法人 日本医療機能評価機構とはどのような組織ですか

公益財団法人 日本医療機能評価機構は、国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とし、中立的・科学的な第三者機関として医療の質の向上と信頼できる医療の確保に関する事業を行う公益財団法人です。事業の一つに産科医療補償制度の運営組織として分娩機関の制度加入手続、掛金の集金、補償対象の認定、原因分析及び再発防止等の制度運営業務を行っています。

2. 補償の内容と補償金額

2.1 補償の対象となるのは新型コロナウイルス感染症だけですか

本制度では、新型コロナウイルス感染症に加え1類～3類感染症、指定感染症に罹患した場合を補償の対象としています。他の疾病や業務災害は補償の対象とはなりません。

2.2 新型コロナウイルス感染症の罹患が業務上の事由によるかどうかはどのように判断したらよいのですか

医療従事者が新型コロナウイルス感染症等に罹患した場合には、院内での感染か否かの判断は難しいため、本制度では、業務上か否かの判断は政府労災保険等の労災認定を受けた場合を業務上の事由により罹患したと判断しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いとして、令和2年4月28日に厚生労働省の通知により当分の間、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には労災保険給付の対象とされています。

1 労災補償の考え方について

本感染症については、従来からの業務起因性の考え方に基づき、労働基準法施行規則別表（以下「別表」という。）第1の2第6号1又は5に該当するものについて、労災保険給付の対象となるものであるが、その判断に際しては、本感染症の現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみ適切な対応が必要となる。

このため、当分の間、別表第1の2第6号5の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。

2 具体的な取扱いについて

（1）国内の場合

ア 医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること

抜粋 令和2年4月28日 基補発0428第1号 厚生労働省労働基準局補償課長発信

2.3 明らかに院内感染ですが、労災認定がなければ補償の対象となりませんか

労災認定を受けた場合を業務上の事由によるものと判断しますので、明らかに院内感染であったとしても、労災認定がない場合には補償の対象とはなりません。

2.4 入院が必要ですか

4日以上の休業であれば入院に限定されません。自宅療養も含まれます。

2.5 無症状ですが院内の検査で新型コロナ陽性となり自宅療養となっています

が補償の対象となりますか

労災認定され4日以上の休業であれば補償の対象となります。

2.6 保険開始日以前に発症した場合には補償の対象となりますか

開始日以前の発症は対象となりません。

保険開始日以降に発症した場合が補償の対象となります。例えば12月1日開始の場合は発病日が12月1日以降の場合対象となります。

2.7 休業補償金額は休業日数に関わらず30万円ですか

政府労災保険等の認定を受け、休業4日を経過した場合であれば、休業日数に関わらず補償金額は30万円となります。

2.8 1ヶ月間休業後に死亡した場合に休業補償と死亡補償はそれぞれ対象となりますか

対象となります。休業補償金30万円と死亡補償金500万円が支払われます。

2.9 休業中に特別休暇等の有給休暇を取得していても保険金は支払われますか

「労災保険の療養給付認定 or 休業給付認定されること」、且つ4日以上休業することがお支払い要件となりますので、特別休暇等の有給休暇を取得した場合は、労災保険の休業給付の対象外となりますが、労災保険の療養給付認定され、4日以上休業した場合にお支払い要対象となります。

3. 保険料・補助金

3.1 本制度における医療資格者の定義を教えてください。

本制度における医療資格者の定義は、下記の通りです。

医療資格者等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士、栄養士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者等とする。

3.2 医療資格者の中に、看護補助者等が含まれていますが等とはどこまでが対象となるのでしょうか

医療現場においては、看護師だけでなく看護補助者も新型コロナウイルス感染症患者の治療・療養に対応していることから、国の支援事業の対象範囲として医療資格者等となっています。従って、本制度における医療資格者についても同様としています。

なお、厚労省のQ Aで看護補助者等の解釈として以下のとおりとなっています。

「当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者等」については、例えば、

- ・当該医療機関において現に急性期看護補助体制加算による評価の対象となっている看護補助者
- ・当該医療機関において現に医師事務作業補助体制加算による評価の対象となっている医師事務作業補助者
- ・当該医療機関において現に入退院支援加算による評価の対象となっている社会福祉士等が該当する。

3.3 新型コロナウイルス感染症対応医療機関 A・Bの違いは何ですか

新型コロナウイルス感染症対応医療機関 A は、医療機関自体が、都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う医療機関であるのに対して、新型コロナウイルス感染症対応医療機関 B は、医療機関自体は対応医療機関ではないが、その医療機関等に勤務する医師

や看護師等が新型コロナ患者受け入れ施設や地域外来・検査センター等に出務している医療機関となります。

「新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業」では、補助の対象となる医療機関等に区分されているため、本制度ではA・Bに区分していません。

3.4 本制度で可能な国の補助金申請は各医療機関等が個別に行う必要がありますか

すか

本制度に加入する場合には、国の補助金申請は、制度運営機関である日本医療機能評価機構が医療機関等に代わって申請を行い、補助金を受領し保険料に充当しますので、個別の申請は不要です。

なお、申請内容に不備・漏れがあると日本医療機能評価機構が補助金申請・受領ができませんのでご注意ください。

3.5 国の補助金が認められなかった場合の保険料はどうなりますか

加入申し込み時点で不備がなければ予め補助金を控除して保険料をお支払いいただきます（医療資格者の場合、負担は0円）。運営機関である日本医療機能評価機構が医療機関に代わって申請を行いますので、既に補助金が給付されていた等の理由で補助金が給付されない場合は、別途請求をさせていただくことになります。

4. 加入できる医療機関

4.1 どのような医療機関等が加入できますか

日本国内の病院、診療所（歯科診療所）、介護医療院、助産所、訪問看護ステーションであれば、加入することができます。（病院、診療所は保険医療機関が加入対象となります）

4.2 「都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等」には、潜在看護師を雇用して宿泊療養を受託した都道府県看護協会や宿泊療養施設に派遣した都道府県看護協会も含まれますか

潜在看護師を雇用して宿泊療養を受託した都道府県看護協会や宿泊療養施設に派遣した都道府県看護協会も含まれます。

4.3 公立の医療機関も加入できますか

開設者が地方自治体である医療機関等も加入することができます。なお、地方公務員の場合は公務災害に認定された場合がお支払いの対象となります。なお、国家公務員は補償対象外となります。

4.4 国立病院、国立大学付属病院も加入できますか

独立行政法人国立病院機構である国立病院や国立大学法人である国立大学付属病院は政府労災保険に加入していますので、本制度に加入することができます。なお、国家公務員は補償対象外です。

4.5 既に別の労災上乗せ保険に加入しているが、本制度にも加入可能ですか

医療機関等が民間保険会社等で販売している既存の労災上乗せ保険に既に加入しているも、本制度に加入することは可能です。

ただし、既に国の「労災給付上乗せ補償保険加入支援事業国の補助」を申請（給付）されている場合は、本制度において国の補助金適用にはなりません。

5. 補償の対象となる医療従事者の範囲

5.1 個人診療所の開設者ですが、本制度の補償対象にはならないのでしょうか

医療機関等が加入しても、個人診療所（個人開設の訪問看護ステーション、助産所）の開設者は労災保険上、事業主であり被用者ではないため、労災保険の適用となりませんので補償の対象にはなりません。なお、個人診療所（個人開設の訪問看護ステーション、助産所）の開設者等も労災保険の特別加入者となっている場合には補償の対象となります。

※個人診療所の開設者等、政府労災保険の対象外であっても、例えば、都道府県や地区医師会が開設する地域外来・検査センターに出務しており、同地域外来・検査センターが労災保険に加入しかつ本制度に加入している場合には、労災の認定が出た場合補償の対象となります。

5.2 派遣職員は補償の対象となりますか

派遣職員は補償の対象とはなりません。

医療機関等が加入している政府労災保険等で給付の対象となる被用者が本制度の補償対象となることから、派遣職員は医療機関等に勤務しているものの、医療機関等の被用者ではなく派遣元会社にて労災保険の手続きをしているため補償の対象外となります。

※派遣会社が本制度に加入することはできません。

6. 保険期間・募集期間

6.1 各月の1日からしか加入できないのでしょうか。途中から加入することはできますか。

各月1日からの加入となり、途中からの加入はできません。所定の募集期間までに加入手続きおよび入金が完了しない場合には次回の募集期間でのお取り扱いとなります。

7. 加入方法

7.1 医療資格者のみで加入することはできますか

可能です。

医療資格者のみ全員（事務職を対象外とする）お申込みは可能です。ただし、一部の医療資格者とすることはできません。

7.2 医療資格者以外のみで加入することはできますか

できません。

7.3 複数の医療機関等がありますが、法人で一括して申込みことができますか

申込は医療機関ごとになります。複数の医療機関を加入する場合にはお手数ですが、医療機関ごとに加入手続きをお願いいたします。

なお、保険料の支払いについて一括入金を希望する場合は、コールセンターに該当の申込番号をお知らせください。

7.4 加入者の人数はどのように申告するのですか

「直近の「労働保険料算定基礎賃金等の報告書」（常用労働者、臨時労働者等の人数）」や「職員名簿」等でご確認ください。

報告書や名簿等に記載の人数から申し込み時点で増減がある場合は、増減を反映させた人数をご記載ください。

7.5 医療資格者数はどのように申告するのですか

国の補助金申請には医療資格者ごとの人数が必要となるため、医療機関等に勤務する医師、看護師等資格者ごとの人数を申告いただきます。

なお、医療資格者の人数≦加入者合計の人数となっていることを確認してください。

7.6 複数の医療機関等に勤務している者がいる場合はどうしたらよいですか。

医療機関毎の申請は1回のみですが、1人の医療従事者の方が複数の医療機関等にお勤めの場合、複数の医療機関等で人数にカウントし、申請が可能です。

7.7 保険加入時まで特別加入の手続きが間に合いませんが、医療資格者の人数に加えて加入できますか

開設者等が特別加入の予定がある場合には、医療資格者の人数に加えて加入手続きをしてください。万一、新型コロナウイルス感染症に罹患した時に特別加入者となっていれば補償の対象になります。

8. 加入手続き

8.1 WEBではなく紙での加入は可能ですか。

WEBのみでの加入となります。

8.2 医療機関番号が判らないのですが

都道府県番号（2桁）＋点数表番号（1桁）＋医療機関番号（7桁）となります。

都道府県番号は都道府県番号表をご覧ください。点数表番号は医療機関の場合、「1」で、健診機関の場合、「2」となります。7桁の医療機関番号は厚生局のHPをご確認ください

8.3 新型コロナウイルス感染症対応医療機関であることの証明書類は必要ですか

国の補助金申請を行うために、「都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う医療機関等」であることを証する書類（都道府県の指定通知書等）の写しが必要となります。既に証明する書類を交付されている場合は当該書類を、まだ交付を受けていない場合には都道府県に交付を依頼してください。

8.4 新型コロナウイルス感染症対応医療機関 B の場合どのような書類が必要ですか

医療機関自体は新型コロナ対応医療機関ではないので、以下の書類をお取付ください。

- ① 都道府県、政令市及び特別区から、宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者の勤務する医療機関であることを証するもの
- ② 地域外来・検査センターから、出務する医療資格者の勤務する医療機関であることを証するもの

8.5 特別加入者を証する書類は必要ですか

必要ありません。特別加入者は加入する医療従事者の人数に加えてください。

8.6 振込手数料は医療機関負担ですか

医療機関負担となっていますのでご了承ください。

8.7 領収書はもらえますか。

お振込のみの取り扱いとなるため、領収証は発行いたしません。振込の際の振込明細を保存ください。領収証が必要な場合は個別にコールセンターにお問い合わせください。

8.8 加入者証はもらえますか。

入金後にメールにて送付される手続き完了のお知らせが加入者証となります。

8.9 申込・入金を行ったが、手続きが完了しているのか知ることはできますか

該当のお申込番号をお知らせ下さい。

コールセンターにて確認のうえ、確認結果を登録のメールアドレス宛にご連絡させていただきます。

8.10 誤って複数申込を行ってしまったのですが取消はできますか

取消を希望の申込番号をお知らせください。

9. 変更

9.1 新型コロナ感染症に罹患した時に特別加入の手続きが間に合いませんでしたが、途中で特別加入を見込んでいた対象者のみ解約手続きが可能ですか。

一部解約はできません。

9.2 途中で人数の増加・減少があった場合はどうしたらよいですか。

変更手続きは不要です。

9.3 医療機関の合併、廃業等があった場合はどうしたらよいですか。

補助金等の返戻手続きが必要になりますので、コールセンターにお知らせください。

10. 保険金の請求手続き

10.1 労災認定前に払うことは可能ですか

労災認定が保険金支払いの要件となりますので、労災認定を受けた後のお支払いになります。

10.2 労災認定された場合の請求手続きはどのように行ったらよいですか。また、どの程度の期間で支払われますか

下記 WEB ページをご覧ください。

<https://jcqhc.or.jp/w-comp>

1 1. 国の補助金制度（令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業）

11.1 国からの補助金は非常勤職員や派遣職員は対象となりますか。

新型コロナ対応医療機関が加入する政府労災保険等の被用者である医療資格者が補助金の対象となるため、非常勤職員は対象となりますが、派遣職員は対象外となります。

11.2 医療法人の理事長や、個人立診療所のオーナー医師など、政府労災保険制度上、「被用者」に含まれない医療資格者は対象外となるのですか

政府労災保険において「被用者」に含まれない医療資格者についても、労災保険の特別加入制度により労災保険に加入している方は、本補助金の対象となります。

1 2. 政府労災保険

12.1 政府労災保険の事を知りたいのですか

厚労省のホームページ Q&A をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/faq/rousaihoken/index.html

1 3. その他
